

秋留台公園マネジメントプラン

令和7年(2025)3月

東京都 建設局



目次

はじめに

はじめに

I 公園の概要……………2

- 1 都市計画の概要
- 2 開園の概要
- 3 主な公園施設
- 4 成り立ち・基本的な性格
- 5 周辺の土地利用・自然環境
- 6 利用概況及び特色
- 7 整備計画等

II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針……………5

- 1 目指す姿及び重点取組
- 2 ゾーン別基本方針

III 図面・写真……………10

- 現況平面図
- 周辺土地利用図(空中写真)
- 周辺土地利用図(地図)
- 占用基準を緩和する区域図
- 園内の写真

IV 資料編……………13

- 公園の沿革
- 利用状況等データ
- 主な催し物
- 主な活動団体
- 関連する行政計画等

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン(共通編)」(以下、「共通編」という。)&「公園別マネジメントプラン(個別公園編)」(以下、「個別公園編」という。)の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項(戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション)における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

I 公園の概要

1 都市計画の概要

名称	秋多都市計画公園第6・5・1号秋留台公園
位置	あきる野市二宮字下塚場、字原小前、平沢字大縄、字塚場、 字石神戸及び字原小宮前各地内
面積	15.3ha
種別	運動公園
決定告示	(当初) 昭和59年11月19日 東京都告示第1092号 (最終) 平成5年2月1日 東京都告示第97号

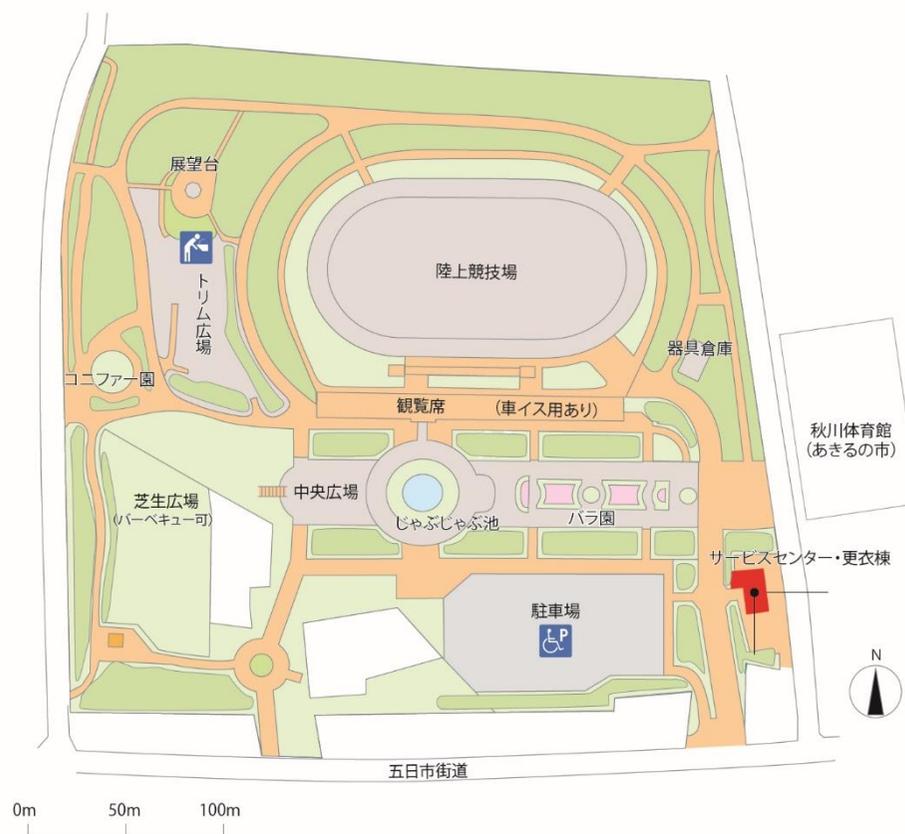
2 開園の概要

名称	都立秋留台公園 (あきるだいこうえん)
開園日	昭和63年6月1日
開園面積	118,447.07 m ² (令和7年2月1日現在)
公園種別	運動公園
所在地	あきる野市二宮、平沢
アクセス	JR五日市線「東秋留」又は「秋川」下車 徒歩15分

3 主な公園施設

管理事務所、駐車場、バラ園、じゃぶじゃぶ池、中央広場、芝生広場、コニファー園、トリム広場、展望台、陸上競技場、観覧席、

園内マップ



4 成り立ち・基本的な性格

本園は都心から約 40km、西多摩東部地域(あきる野市)に位置する都市計画公園である。計画区域は、多摩川の支流である秋川と平井川の間をひろがる秋留台地のほぼ中央に位置し、周辺には武蔵野の面影を残す田園風景が広がり、西方に奥多摩の連山を望むことが出来る自然環境に恵まれた立地である。西多摩東部地域におけるスポーツ・レクリエーションの拠点として、重要な役割を担っている。

本園には全天候型の 400mトラック(収容人員約 6,700 人)の陸上競技場のほか、バーベキュー広場、トリム広場、噴水のある中央広場、コニファー園等があり、隣接してあきる野市営の運動施設(体育館、テニスコート、プール)が立地し、地域のスポーツ・レクリエーション拠点となっている。

なお、東京都地域防災計画及びあきる野市地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

5 周辺の土地利用・自然環境

(1)周辺の土地利用

- ・公園に接して、五日市街道が通っている。
- ・公園への鉄道アクセスは、JR五日市線の東秋留駅または秋川駅より徒歩 15 分、他にJR青梅線の福生駅からのバス利用がある。
- ・公園周辺は業務、文化、レクリエーション施設地として位置づけられている。また、公園の東側や南側には農地が広がっている。
- ・公園の東側に近接して、あきる野市立中央公園がある。周辺には他にも公園緑地等が点在している。

(2)自然環境

- ・本公園は、多摩川・秋川・平井川に囲まれた秋留台地上の平坦部に属する。
- ・公園の西方は、300m 級の丘陵から次第に高まり、遠景には 2000m 級の関東山地の山容が望見できる。
- ・公園周辺の植生は、崖地のシラカシ・ケヤキ林と、クヌギ-コナラ群集に代表される。
- ・公園周辺は、かつては畑地が多かったが、現在は宅地化が進んでいる。

6 利用概況及び特色

本公園の大きな魅力となっているバラ園、コニファー園などについて、施設毎の利用の特徴をあげる。

①陸上競技場

全天候トラック(400m、収容人員約 6,700 人)の陸上競技場は、隣接するあきる野市営の運動施設(体育館、テニスコート、プール等)とともに、一大スポーツゾーンを形成している。

②バラ園

レンガと大理石を使った東欧風のバラ園で、バラ約 80 種類 400 本が植えられている。

③トリム広場

トレーニング器具が 5 基あり、地域の人に利用されている。

④芝生広場

約 0.5ha の芝生広場で軽スポーツや休息等を楽しめる。また、バーベキュー場としても場所を提供している。

⑤コニファー園

かたつむりの形をした花壇に、ブルースター、ラインゴールドなどコニファー類を植栽している。

7 整備計画等

(1)整備計画(昭和 60 年)

基本的な考え方

- ・秋川・五日市町地区における都市基幹公園として、将来形成される市街地の中央公園としての性格を持たせる
- ・運動施設の整備に留意
- ・既存樹林地を生かし、緑の保全と回復に努める

(2)新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」(令和 2 年 7 月、東京都・特別区・市町)に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和 11 年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後改定されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1)優先整備区域「事業促進区域」:3,800 m²

あきる野市二宮

2)優先整備区域「新規事業化区域」:該当なし

注):「事業促進区域」:既に事業認可を取得済の区域(用地未取得地含む)

「新規事業化区域」:新たに事業認可を取得する区域(既に認可取得済の区域あり)

Ⅱ 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

災害時の防災機能の強化や運動に親しめる環境づくりのほか、だれもが楽しめる遊び場づくり等を進め、都市の防災力を支え、多様なスポーツに対応しただれもが楽しめる公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことに重点的に取り組んで行く。

なお、各取組の具体的内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

重点取組

(1) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

(2) 地震防災機能の強化

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 公園整備を推進し、燃え広がらない空間を創出するとともに、避難場所や救出・救助・復興の拠点となるオープンスペースを確保します。
- 避難場所や大規模救出救助活動拠点として非常用発電設備や防災照明等の整備を計画的に行います。

(3) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。また、大規模救出救助活動拠点として、発災時の迅速な初動対応体制を強化するため、活動拠点の運営を行う現地機動班とともに定期的な訓練を実施します。

(4) 歴史と文化の継承と活用

【施策4 歴史と文化をまもる】

- 公園の成り立ち等を生かして、東京や地域の歴史を発信するとともに、後世に伝えます。
- 農作業や年間の歳事の体験など、地域の歴史や文化をこどもも体験しながら学べるプログラム等の充実を図ります。

(5) 公園の拡張整備の推進

【施策5 公園をふやす】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、市街地から丘陵地にわたり新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。

(6) 特色あるイベント等の充実

【施策6 にぎわいをふやす】

- 公園の魅力に光を当てる、特色あるイベントを充実し、賑わいを創出します。

(7) 健康増進に向けた環境の整備

【施策7 笑顔をふやす】

- 既存の運動施設の計画的な改修など、気軽に運動に親しめる環境づくりを進めます。

(8) インクルーシブな公園の創出

【施策8 つながりをふやす】

- 障がいのある子もいない子も一緒に、安全に遊ぶことができるよう、だれもが遊べる児童遊具の整備を進めます。地域の方々へのアンケート調査等を実施し、こどもたちも参加して企画や設計を進めます。
- だれもが遊べる児童遊具への移動等円滑化や近傍トイレのユニバーサルシートの設置など、遊具広場の整備と併せて、ユニバーサルデザインに配慮した環境づくりを進めます。

(9) 誰もが使いやすく楽しめる公園づくり

【施策9 施設や空間をかえる】

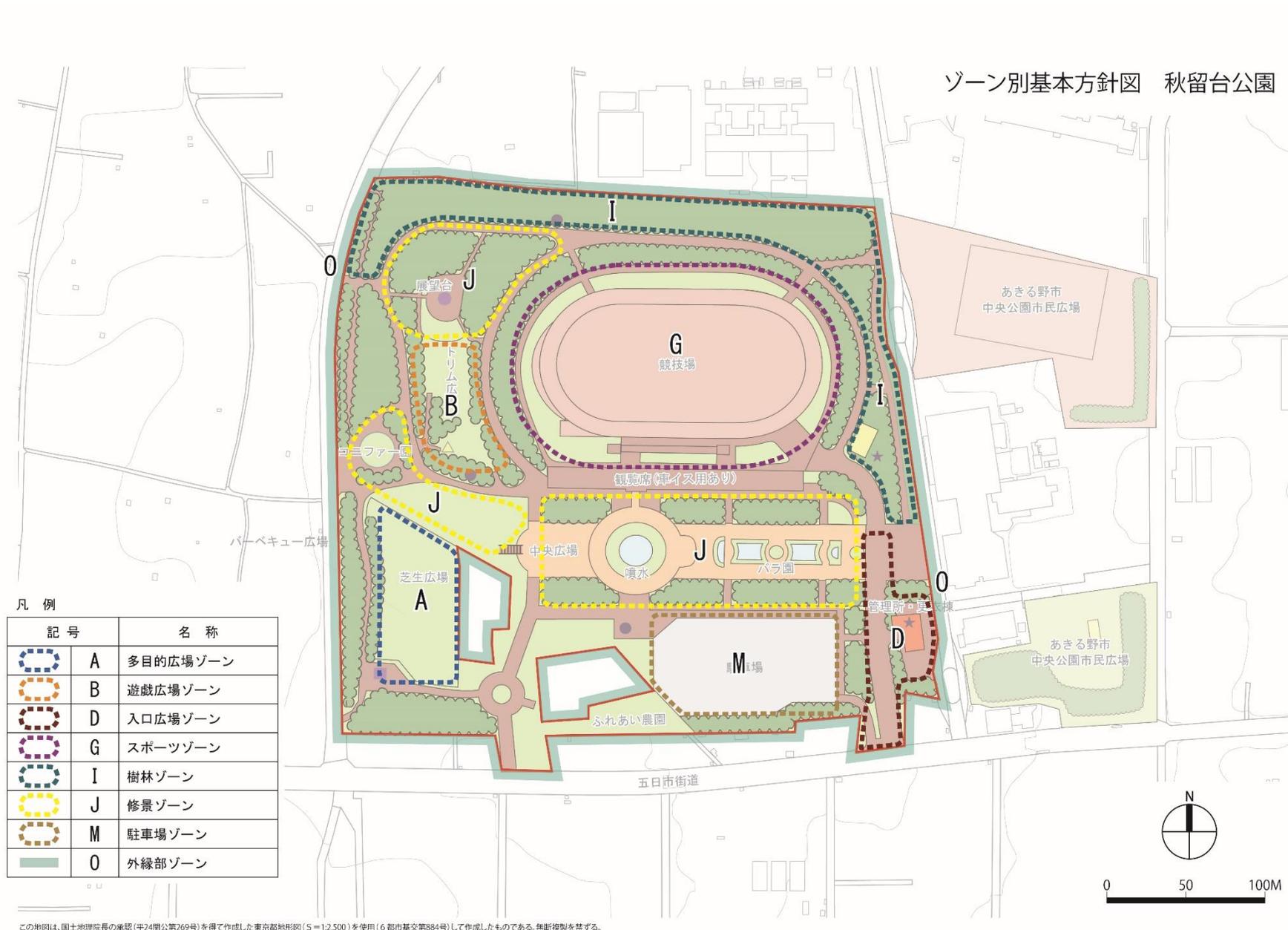
- ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、段差解消、トイレのバリアフリー化や機能分散、サインの多言語化等のバリアフリー化を目指し、「誰もが利用しやすい公園等の整備」事業を実施します。
- こどもを連れて安心して利用できるように、授乳やおむつ替え等のできるスペースの充実を図ります。
- 障がいのある子もいない子も一緒に、安全に遊ぶことができるよう、だれもが遊べる児童遊具の整備を進めます。地域の方々へのアンケート調査等を実施し、こどもたちも参加して企画や設計を進めます。(再掲)

(10) サードプレイスとなる環境づくり

【施策10 楽しみ方をかえる】

- こどもの笑顔につながるアクティビティや、多様な過ごし方ができるよう、利用ルールの緩和を行います。

2. ゾーン別基本方針



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(6都市基交第884号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場のあるゾーン 芝生広場は、休憩やピクニック、バーベキューなど、多様なレクリエーション利用に対応していく。
B	遊戯広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・トリム広場のあるゾーン 遊具広場で、安全性の高い、誰もが遊べる多様な遊具の充実を図るとともに、見通しや風通し、日照等のよい安全・快適な利用に対応していく。
D	入口広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・公園入口広場のあるゾーン メインの入口がある広場。フリーマーケットなど多目的な利用に対応していく。

記号	区分	基本方針
G	スポーツゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技場のあるゾーン 陸上競技場(陸連3種公認)があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。 なお、陸上競技場については、東京都地域防災計画で大規模救出救助活動拠点候補地、災害時臨時離着陸場候補地に指定されている。公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。
J	修景ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・バラ園やコニファー園、ジャブジャブ池のあるゾーン バラ園やコニファー園では、鑑賞用植物の充実と育成管理に努め、四季折々の彩を楽しむよう対応していくとともに。品種の解説サインの充実などによるサービスの向上を図る。また、じゃぶじゃぶ池は、水質や施設を安全、清潔に保ち、子供たちが快適に水遊びを楽しめる環境づくりに対応していく。 ・展望台のある小高い丘のゾーン 展望台からは多摩の山並みを一望できる。展望台は安全・清潔に保ち、周辺植栽とともに快適な憩いの場として対応していく。

記号	区分	基本方針
I	樹林ゾーン	<p>・高校、市民広場、体育館等に面する樹林帯のあるゾーン</p> <p>周辺施設との緩衝機能を維持するとともに、良好な樹林地景観の育成を図る。また、樹林地内の散策利用にも対応していく。</p>
M	駐車場ゾーン	<p>・駐車場のあるゾーン</p> <p>案内機能の充実により、車両による来園者を円滑に誘導するほか、歩行者の安全確保に努める。</p>
O	外縁部ゾーン	<p>・民有地等や公道に接する公園外縁部</p> <p>本公園の外縁部で、公道を介して民有地等に面する所では、見通しを確保し、良好な景観の提供を図っていく。民有地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響を及ぼさないよう対応していく。</p>

Ⅲ 図面・写真

現況平面図



周辺土地利用図(空中写真)

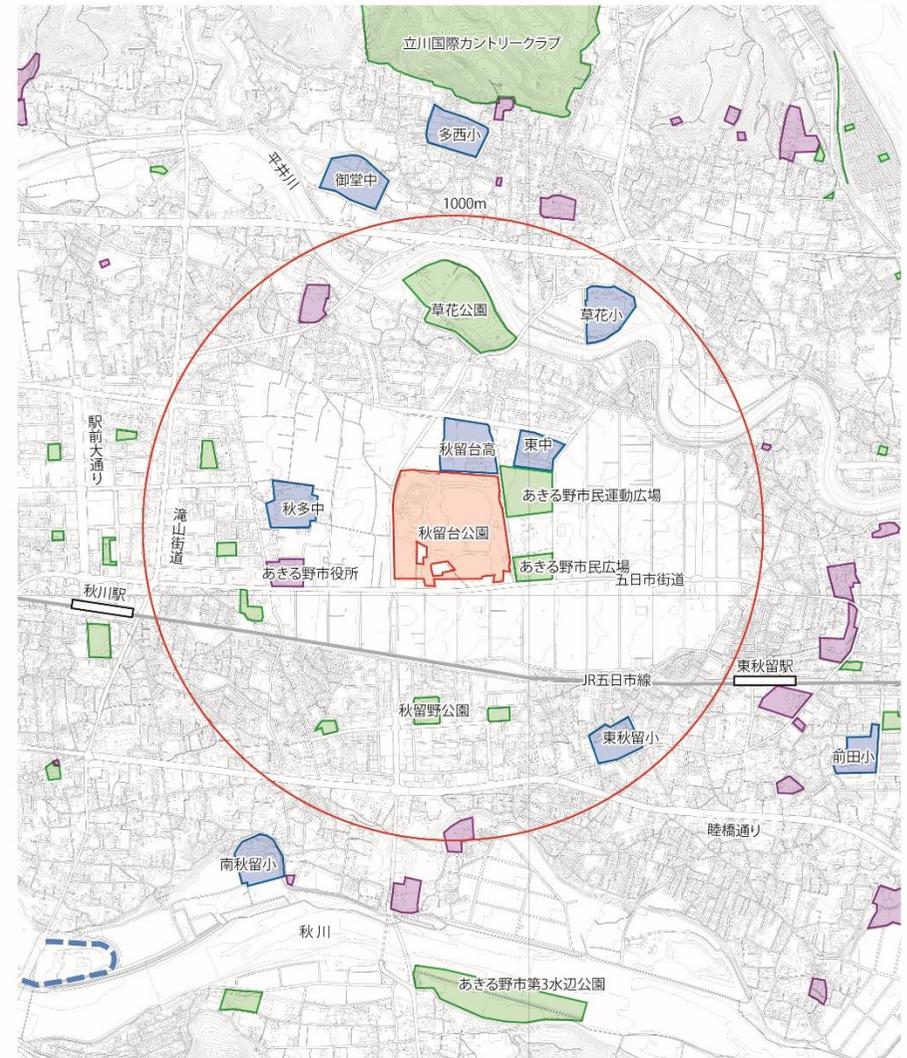
秋留台公園



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

周辺土地利用図(地図)

秋留台公園



この地図は、国土地理院長の承認(平24開公第269号)を得て作成した東京都地形図(S-1:2,500)を使用(6都市基交第884号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物(神社仏閣など)
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



園内の写真



展望台



バラ園



競技場トラック



コスモス花畑

IV 資料編

■公園の沿革

昭和 56 年 3 月	秋川市「まちづくり 10 ヶ年計画書」において、「運動公園」として位置づけ。
昭和 59 年 10 月	「マイタウン東京' 85—東京都総合実施計画」において、西多摩地域における 3 ヶ年の主要事業として位置づけ。
昭和 59 年 11 月	東京都告示 1092 号により、都市計画決定 (15.2ha)
昭和 63 年 6 月	東京都告示第 564 号により、開園 (7.5ha)
平成元年 6 月	追加開園 (0.6ha)
平成 2 年 6 月	追加開園 (2.0ha)
平成 4 年 6 月	追加開園 (0.4ha)
平成 5 年 2 月	東京都告示第 97 号により、都市計画変更 (15.3ha)
6 月	追加開園 (0.6ha)
平成 6 年 6 月	追加開園 (0.1ha)
平成 7 年 6 月	追加開園 (0.2ha)
平成 8 年 6 月	追加開園 (0.2ha)
平成 12 年 4 月	第 3 種陸上競技場公認

■マネジメントプラン策定履歴

平成 16 年 8 月	パークマネジメントマスタープラン策定
平成 18 年 12 月	秋留台公園マネジメントプラン策定
平成 22 年 3 月	秋留台公園マネジメントプラン改定
平成 27 年 3 月	パークマネジメントマスタープラン改定
平成 27 年 5 月	秋留台公園マネジメントプラン改定
令和 4 年 9 月	秋留台公園マネジメントプラン改定
令和 6 年 3 月	パークマネジメントマスタープラン改定
令和 7 年 3 月	秋留台公園マネジメントプラン改定

■利用状況等データ

1)年間利用者数の推移

	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度	元年度
年間総計 (人)	832,807	788,036	782,935	687,991	758,810

2)月別利用者数の推移

5 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年間総数 (人)	71,477	104,538	57,462	54,938	52,593	52,144
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
832,807	74,264	94,401	64,365	64,123	78,333	64,169

3)有料施設の利用状況

(件)

施設名	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度	元年度
陸上競技場	12,486	18,950	9,758	3,315	1,960

■主な催し物(令和5年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	遊びの教室	6月4日、11月23日	延べ 90
	2	「ふれあい農園」で農業体験	9月3日、9月24日、11月6日	51
	3	エントランス季節飾り	9月3・24日、11月6日、12月1日～12月25日、12月26日～1月7日	—
	4	ユニバーサルスポーツ祭	10月28日	185
都民協働	1	気ままにボランティア	11月9・15・16・19・20・21・22・26・29・30日、12月2・3・4・13・15・21日、3月15・19日	83
	2	公園連絡協議会	2月16日	19 団体 22
	3	地域連携防災訓練	9月5日	延べ 100
自主事業	1	ローズフェスタ(春・秋)	5月15日～5月21日、10月16日～10月22日	2,588
	2	子ども向け防災ゲーム・ワークショップ	3月2日	148
	3	工作教室	11月3日	120
	4	緑のカフェテラス	9月18日	50

■主な活動団体(令和5年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
野草愛好会	園内の野草園の除草、水やりほか	15

■関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略(令和3年3月)
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について(答申)(令和4年11月)
- ・都市づくりのランドデザイン(平成29年9月)
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画(令和6年3月)
- ・緑確保の総合的な方針(改定)(令和2年7月)
- ・都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月)
- ・東京都地域防災計画 震災編(令和5年修正)
- ・あきる野市地域防災計画(令和6年4月修正)